

1 自動車NOx・PM法成立の背景について

都市地域における窒素酸化物（NOx）による大気汚染は依然として深刻な状況が続いています。これまでも、工場等に対する規制や自動車排出ガス規制の強化に加え、自動車NOx法（平成四年）に基づいて、首都圏及び阪神圏の196市区町村において、特別の排出基準を定めての規制（車種規制）をはじめとする対策を実施してきましたが、自動車の交通量の増大等により、対策の目標とした二酸化窒素（NO₂）に係る大気環境基準を達成することは困難な状況です。

一方、浮遊粒子状物質（SPM）による大気汚染も都市地域を中心に環境基準の達成状況が低いレベルが続くという大変厳しい状況で、特に、近年、ディーゼル自動車から排出される粒子状物質（PM）については、発がん性のおそれ等の国民の健康への悪影響が懸念されています。このため、NOxに対する従来の対策を更に強化するとともに、自動車交通から生じるPMの削減を図るために新たな対策を早急に講じることが強く求められています。

こうした背景を受けて、平成13年6月に自動車NOx法の改正法（自動車NOx・PM法）が成立しました。

法律改正の概要

(1) 対策を行う対象物質に粒子状物質を追加

自動車から排出される粒子状物質の総量の削減を図るため、総量削減基本方針及び総量削減計画の作成、車種規制等により、対策を推進

(2) 対策地域の拡大

粒子状物質を法律の対象に加えることに伴い、対策地域を追加

(3) 自動車排出ガス対策の強化

①粒子状物質について車種規制を導入

②車種規制の強化（ディーゼル乗用車の追加、窒素酸化物の排出基準の強化）

③事業者に対する措置の強化

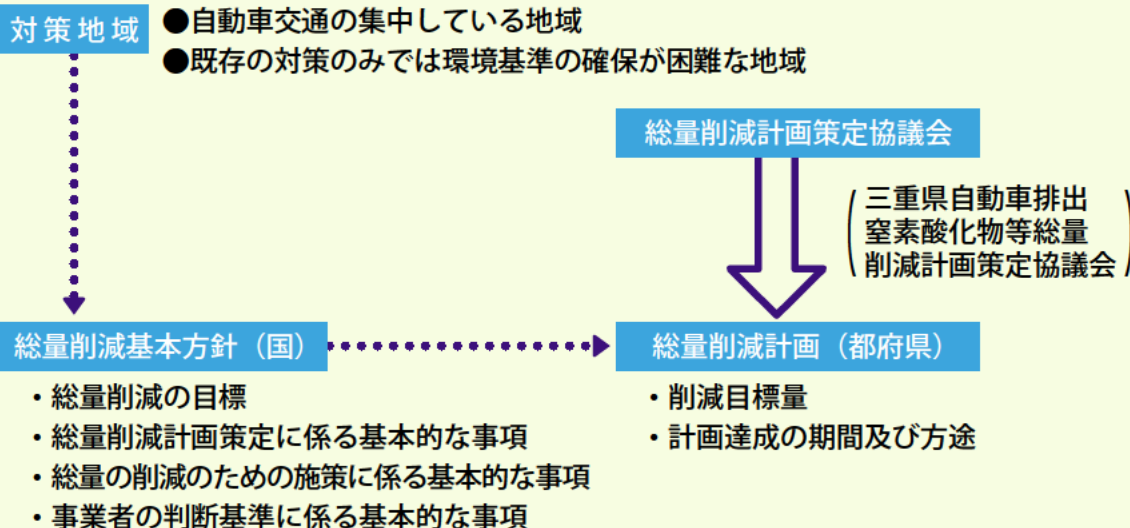
- ・自動車から排出される窒素酸化物、粒子状物質を抑制するための取組に関し、総量削減基本方針に事業者の判断基準に関する基本的事項を規定

- ・基本方針に基づき、事業所管大臣による事業者の判断基準を策定

- ・一定規模以上の事業者に対する自動車使用管理計画の作成、都道府県知事（一部は国）への提出を義務づけ

- ・都道府県知事による事業者の指導、助言等を実施

自動車NOx・PM法の体系



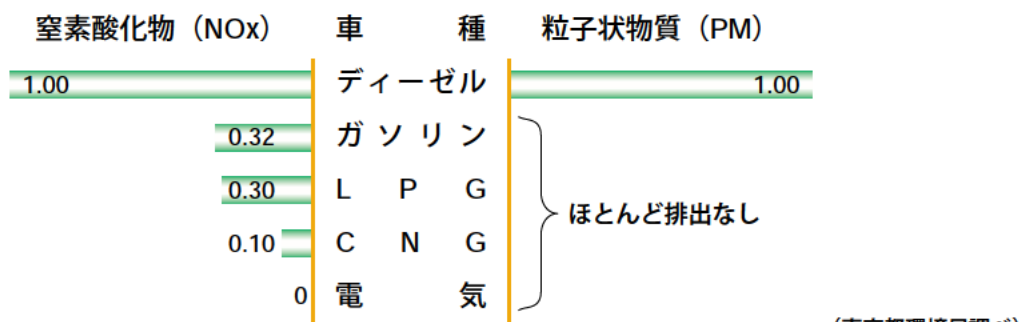
窒素酸化物排出基準・粒子状物質排出基準の適用

- ・車種規制…特別の排出基準を設定し、これに適合しない自動車は使用できない

事業者の排出抑制対策

- ・事業所管大臣は自動車からの排出抑制のための判断基準を定める
- ・一定規模以上の事業者（特定事業者）は判断基準に基づき自動車使用管理計画を策定し、都道府県知事等に提出
- ・毎年、計画の実施状況を知事等に報告
- ・実施状況が不十分な事業者に対して知事等が勧告・命令

自動車の燃料別の排出ガス性状比較



※対象は2t貨物車であり、数値はディーゼル車の排出を1としたときの比率である。